

○改正内容の詳細

	現行制度	改正後
乗降車駅	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩1キロ未満の距離内のすべての駅 ・徒歩1キロ未満の距離内に駅がない場合は、直近の駅 	<p>A：職場側届出駅、自宅側届出駅ともに下記に該当する場合</p> <p>職場側：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場ごとに現行基準での乗降車駅をベースに所属で指定したリストの駅 <p>自宅側：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩2キロ未満の距離内の駅 ・徒歩2キロ未満の距離内に駅がない場合 直近の駅 <p>B：A 以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩1キロ未満の距離内のすべての駅 ・徒歩1キロ未満の距離内に駅がない場合は、直近の駅
鉄道の経路	<p>(最安経路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗降車駅を結ぶ最も安価な経路 ・ただし、除外路線が含まれている場合は除く 	<p>(最安経路)</p> <p>①A の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が指定する乗降車駅を結ぶ最も安価な経路 ・ただし、除外路線が含まれている場合は除く <p>②B の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗降車駅を結ぶ最も安価な経路 ・ただし、除外路線が含まれている場合は除く

	現行制度	改正後
	<p>(本人届出を優先する場合)【最安経路の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最安経路と同額若しくは安価な経路 ・最安経路の額の 1.2 倍の範囲の額の経路 ・最安経路の路線数より路線数が減少する経路 (届出駅が乗降車駅である場合のみ) <p>ただし、合理的な理由がある場合は、乗降車駅から 1 駅後退した駅の利用を認める。</p>	<p>(本人届出を優先する場合)【最安経路の特例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①最安経路と同額若しくは安価な経路 ②最安経路の額の 1.2 倍の範囲の額の経路 <p> 廃止</p> <p>ただし、合理的な理由がある場合は、乗降車駅から 1 駅後退した駅の利用を認める。(B の場合のみ)</p>
バス利用	<p>(最安経路に加える場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩 1 キロ未満の距離内に駅がなく、利用距離が 1 キロ以上の場合は、最安経路に加える。 (1)届出のバス停から乗降車駅に至るバス経路がある場合 →当該バス経路 (2)届出のバス停から乗降車駅に至るバス経路がない場合 →届出駅に至る経路 <p>※徒歩 1 キロ未満に駅がある場合は、バス経路は加えない。(最安経路の 1.2 倍の範囲の額であれば認定する。)</p>	<p>(最安経路に加える場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①A の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・届出駅までの利用距離が 1 キロ以上の場合は、最安経路に加える。 ・ただし、自宅(職場)から 1 キロ未満の駅に向かうバス経路は除く。 ②B の場合 <ul style="list-style-type: none"> かつ徒歩 1 キロ未満に駅がない場合 (1)届出のバス停から乗降車駅に至るバス経路がある場合 →当該バス経路 (2)届出のバス停から乗降車駅に至るバス経路がない場合 →届出駅に至る経路 <p>※徒歩 1 キロ未満に駅がある場合は、バス経路は加えない。(最安経路の 1.2 倍の範囲の額であれば認定する。)</p>

	現行制度	改正後
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスのみで通勤する場合や、鉄道がある区間をバスで通勤する場合は、最安経路の額の 1.2 倍の範囲の額であれば認定する。 	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスのみで通勤する場合は、届出のバス停を結ぶ最も安価な経路を認定する。 (ただし、乗り継ぎを行わない場合に限る) ※最安経路との比較は行わない。 ・鉄道がある区間をバスで通勤する場合は、B の場合の最安経路の額の 1.2 倍の範囲の額であれば認定する。
自転車利用	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降車駅までの最短の経路の距離に応じて支給。 ・自転車のみで通勤する場合は、最安経路の額の 1.2 倍の範囲であれば支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降車駅までの最短の経路の距離に応じて支給。 ・自転車のみで通勤する場合は、職場までの最短の経路の距離に応じて支給。
マイカー利用	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降車駅まで使用する場合は、自転車利用の取扱いと同様。 ・職場まで使用する場合は、必要性を精査の上、個別に判断。 	変更なし（現行の取扱いと同じ）
認定されない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人届出を認定することができない場合は、最安経路の額が支給される。 	変更なし